

積立定期預金規程

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様から当金庫所定のこの預金の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。

2. (預入の期限等)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日の3か月前までは自由に預け入れができます。
- (2) この預金の預け入れは1回100円以上とします。預け入れのときは必ずこの通帳を持参してください。

3. (預金の支払時期等)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および表面記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (3) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型と合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×50%
 - C. 1年以上3年未満・・・約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×40%
 - C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50%
 - D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%
 - E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%
 - F. 2年6か月以上4年未満・・・約定利率×90%
- ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×40%
 - C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50%
 - D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%
 - E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%

- F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×80%
- G. 3年以上5年未満・・・約定利率×90%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×30%
- C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×40%
- D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×50%
- E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×60%
- F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×70%
- G. 3年以上4年未満・・・約定利率×80%
- H. 4年以上5年未満・・・約定利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

5. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢のそのたの状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以上